

米子市指定管理者候補者選定委員会の設置条例等

○米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（抜粋）

（米子市指定管理者候補者選定委員会）

第13条 第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定に当たっての公正性及び透明性を確保するため、米子市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、市長が指定管理者の候補者として選定しようとする法人等がその対象となる市の施設の管理を適正に行うことができるものであるかどうか調査審議する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則（抜粋）

（選定委員会の組織）

第8条 米子市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（選定委員会の会議）

第9条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 選定委員会は、委員長及び委員長を除く委員の半数以上（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けているときは、副委員長及び副委員長を除く委員の半数以上）が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。
- 5 会議の議事は、出席委員（当該議事に関し前項の規定に該当する委員があるときは、当該委員を除いた出席委員）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

○運用方針

- 1 委員の定数は、10人以内とする。
- 2 委員の任期は、2年以内とする。